

様式44

令和7年 10月 28日

三重県知事 殿

伊勢市倭町132番地

医療法人 徳田内科

理事長 徳田 敦

電話 0596 (28) 8425

決 算 届

令和 6年 9月 1日から 令和 7年 8月 31日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年 9月 1日 至 令和7年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人徳田内科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県伊勢市倭町132番地

(3) 設立認可年月日 平成 5年11月22日

(4) 設立登記年月日 平成 5年12月21日

2 事業の概要

(1) 本来業務

診療所

徳田ファミリークリニック

2410805309

三重県伊勢市倭町132番地

許可病床数 0

(2) 附帯業務 なし

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年10月25日 令和6年度決算の決定

令和 7年 8月24日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

(4) その他

法人名 (医) 徳田内科
所在地 伊勢市倭町132

※医療法人整理番号 0164

財 産 目 録
(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額 126,192 千円
2. 負 債 額 122,453 千円
3. 純 資 産 額 3,739 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分		金 額
A	流 動 資 産	48,024
B	固 定 資 産	78,168
C	資 産 合 計 (A + B)	126,192
D	負 債 合 計	122,453
E	純 資 産 (C - D)	3,739

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 (医) 徳田内科
所在地 伊勢市倭町 1 3 2

※医療法人整理番号 0164

貸 借 対 照 表
(令和 7年 8月31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	48,024	I 流 動 負 債	41,313
II 固 定 資 産	78,168	II 固 定 負 債	81,139
1 有 形 固 定 資 産	77,476	負 債 合 計	122,453
2 無 形 固 定 資 産	692	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	△6,260
		純 資 産 合 計	3,739
資 産 合 計	126,192	負債及び純資産合計	126,192

法人名 (医) 徳田内科

※医療法人整理番号 D 1 6 4

所在地 伊勢市倭町 1 3 2

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 医 業 収 益	116,719
2 医 業 費 用	122,542
本 来 業 務 事 業 損 失	5,823
医 業 損 失	5,823
II 医 業 外 収 益	1,018
III 医 業 外 費 用	2,562
経 常 損 失	7,366
税 引 前 当 期 純 損 失	7,366
法 人 税 等 負 担 額	70
当 期 純 損 失	7,437

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳田内科
理事長 徳田敦 殿

私は、医療法人徳田内科の 令和⁶会計年度（令和6年 9月 1日から 令和7年 8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月25日
医療法人徳田内科
監事 福森泰子

